

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市大字樋上字青柳七八二番一 地</p>	<p>行田市大字堤根字中通六七六番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四六〇</p> <p>一一・五〇</p>	<p>五・九〇〇</p> <p>二〇・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇一・五一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>